

五泉市マスコットキャラクター「いずみちゃん」着ぐるみ使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、五泉市のマスコットキャラクター「いずみちゃん」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(着ぐるみの使用等)

第2条 着ぐるみを使用するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみを使用することができない。

- (1) 五泉市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。
- (5) 次のいずれかに該当する場合。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(6) その他、市長が使用の承認をすることが不相当と認められるとき。

(着ぐるみの使用期間)

第3条 着ぐるみの使用期間は、使用するイベント等で必要とする期間の最小限とし、最大で貸出日から返却日を含めて7日以内とする。

(使用の申請)

第4条 第2条第1項の規定により着ぐるみの使用の承認を得ようとする者（以下「使用者」という。）は、「いずみちゃん」着ぐるみ使用承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、使用する日から起算して10日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書その他着ぐるみを使用するイベント等の概要が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合には、「いずみちゃん」着ぐるみ使用承認書（第2号様式）又は「いずみちゃん」着ぐるみ使用不承認書（第3号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前項の承認する場合において、必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(着ぐるみの借受及び返却方法)

第6条 使用者は、許可者から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

2 返却する際は、許可者と一緒に着ぐるみ及び付属備品の状態を確認すること。

3 やむを得ず前項及び前々項の作業を業者等に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 使用期間を遵守すること。

(3) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(5) 雨天時又は降雪時に屋外で使用しないこと。

(6) 晴天時であっても使用場所の状況により汚損する可能性がある場合は使用しないこと。

(7) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(承認の取り消し)

第8条 使用者が第2条第2項各号のいずれかに該当し、又は、前条各号に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、市長はその使用の承認を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わないものとする。この場合において、使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わないものとする。

(現状復帰)

第9条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可者が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第 10 条 使用者が着ぐるみを亡失した場合は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(市の責任)

第 11 条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害については、市は一切その責めを負わないものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるものの他、着ぐるみの取扱いにかかる必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。